

令和4年1月19日

保護者の皆様へ

神戸市

園にて陽性者が確認された場合の取扱い

新型コロナウイルス感染症の感染が急拡大していることから、園にて陽性者が確認された場合の取扱いについて、お知らせさせていただきます。この取扱いは、市内の感染状況などにより、今後、変更する可能性があります。何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1. 園にて陽性者が確認された場合の取扱い

感染拡大が続いている当面の間、未就学児は、常時適正な方法でマスクを着用することが難しいこと等を踏まえ、下記のとおり取り扱うこととします。

○陽性者が園児の場合、陽性者の発生したクラスの園児は、原則、全員がPCR検査の対象となります。

- ・感染可能期間（発症の2日前〔無症状者の場合は陽性確定に係る検体採取日の2日前〕以降）に登園があった場合に限りです。
- ・0歳児クラスの園児は安全性の観点から対象外となります。

○PCR検査の対象となった園児は、原則、検査結果が陰性であっても、陽性者との最終接触日の翌日から10日間の登園自粛をお願いします。

- ・検査を受けることができない0歳児クラスの園児についても同期間の登園自粛をお願いします。

※上記を原則としますが、保育の実施状況等によってはこの通りにはならないことがありますので、園の指示に従ってください。

2. 園児・同居家族に風邪症状がある場合等の登園可否の判断の目安

別添のとおり

3. 登園等にあたってのお願い

- 登園前にご家庭で健康観察、検温をお願いします。
- 登園後に発熱や普段と様子が違うなどの体調の変化が見られる場合は、速やかなお迎えにご協力ください。
- 同居家族も含め、体調が悪い場合は、すぐに医療機関に電話のうえ受診してください。

園児・同居家族に風邪症状がある場合等の登園可否の判断の目安

これらの対応は、市内の感染状況などにより、今後、変更する可能性があります。
 お子様（本人）や同居家族が、以下のうち登園できない状況になった場合には、必ず園に連絡し、園の指示に従ってください。

※下線部が変更箇所

状況	該当者		登園	登園について
	園児	同居家族		
① 感染者になった場合	◆		×	医師や保健所の指示により登園可能（治癒）となるまでの間、登園できません
② 発熱（37.5度以上）等の風邪の症状がある場合	◆		×	症状がなくなるまで登園できません。 ※園児が発熱した際は解熱後24時間以上経過してから登園してください。
		◆	×	症状がなくなるまで登園できません。 ※ただし、同居家族が医療機関を受診し、「感染の疑いや恐れがない」との診断を受けた場合は除きます
③ 発熱等の風邪の症状により検査をする場合	◆	◆	×	検査結果（陰性）が出るまでの間、登園できません。
④ 濃厚接触者となって検査をする場合	◆		×	検査結果が陰性であっても、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から10日間、登園できません。
		◆	×	検査結果（陰性）が出るまでの間、登園できません。 ※検査結果が陰性であっても、発熱等の風邪の症状があるときは登園できません。 ※登園できる状況（陰性かつ無症状）であっても、送迎はお控えください。
⑤ 保育施設・学校園で感染者が確認され、濃厚接触者ではないが、検査をする場合		◆	△	<u>（きょうだいが1～5歳児クラスの場合）</u> <u>検査結果（陰性）が出るまでの間、登園できません。</u> <u>※きょうだいが0歳児の場合、検査対象外ですので、きょうだいの登園自粛期間（10日間）は登園できません。</u> （きょうだいが就学児の場合） 登園できます。 例）園児の弟Aと兄Bの兄弟で、兄Bの在籍するクラスで感染者が確認され、兄Bが検査を受ける場合 ・兄B（きょうだい）が5歳児の場合 → 弟Aは登園できません。 ・兄B（きょうだい）が小学生の場合 → 弟Aは登園できます。
⑥ けが等で入院するために検査をする場合		◆	○	登園できます。

※「検査」とは、PCR検査・抗原検査のことです。